

学 則

作 新 学 院 大 学

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、時代の変化に対応して自らを常に新たにする能動的人間の育成を目指す「作新民」を建学の精神とし、組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。

2 第5条の規定より設置する学部・学科の教育研究上の目的は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 経営学部経営学科

経営学部経営学科は、経営資源(人・モノ・カネ・情報)のマネジメント及び研究開発・生産・販売・マーケティング等の経営プロセスを実践的に理解するとともに、幅広い見識とグローバルな視点から、各方面と協働し、イノベーションを起こして新たな価値を創出する共創力を発揮し、もって地域社会を支えうる人材を育成することを目的とする。

(2) 経営学部スポーツマネジメント学科

経営学部スポーツマネジメント学科は、スポーツを自ら体験しつつ、スポーツを「する(play)」、「みる/watch)」だけでなく、スポーツを「支える(support&management)」視点に立って事業としても持続可能となるスポーツの振興及びスポーツビジネスをマネジメントし、もって地域の活性化に寄与できる人材を育成することを目的とする。

(3) 人間文化学部発達教育学科

人間文化学部発達教育学科は、小学校教員養成を主たる目的とし、さらに小学校教諭一種免許を基礎免許とした、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状を取得し、もって地域社会の初等教育・特別支援教育に貢献する人材を育成することを目的とする。

(4) 人間文化学部心理コミュニケーション学科

人間文化学部心理コミュニケーション学科は、臨床心理士および公認心理師等の心理職養成に関連した学問領域を修め、さらに心理学と、コミュニケーションツールとしての「社会学・言語文化」を修得し、もって地域のソーシャルサービスを担える人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、作新学院大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は、栃木県宇都宮市竹下町字下東原908番地に置く。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 学部・学科、学生定員及び修業年限

(学部・学科及び学生定員)

第5条 本学において設置する学部・学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経 営 学 部	経営学科	105名	420名
	スポーツマネジメント学科	95名	380名
人間文化学部	発達教育学科	40名	160名
	心理コミュニケーション学科	60名	240名

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科・課程を置く。

経営学研究科 博士前期課程
博士後期課程
心理学研究科 修士課程

2 大学院に関しては、前項に定めるもののほか作新学院大学大学院学則に定めるところによる。

(修業年限及び在学年限)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

2 第36条第1項の定めに基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

3 学生は8年を超えて在学することができない。

4 前項の規定にかかわらず、長期履修学生は10年を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本学の開学記念日 5月18日
- (3) 春期休業日 3月20日から4月8日まで
- (4) 夏期休業日 7月11日から9月5日まで
- (5) 冬期休業日 12月20日から翌年1月8日まで

2 前項に定めるもののほか、学長は臨時に授業を行わない日を定め又は時宜によって

休業日を変更することができる。

- 3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行なう日とすることができる。

第4章 入学

(入学時期)

第12条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(入学志願)

第14条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 本学に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の決定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(入学手続)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に学生納付金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第17条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は中途退学した者

- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による学校の課程を修了し又はこれらの学校を卒業した者
 - (4) 外国の大学を卒業した者又は中途退学した者。ただし、当該大学の教育目的、教育内容がわが国の大学と同様又はそれ以上と認められる場合に限る
 - (5) 学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- 2 前項の入学を許可するに当たり、当該学部教授会は学長に意見を述べるものとする。
- 3 本学を卒業した者又は願により退学した者が、再び入学を希望したときは第1項本文に準ずる。
- 4 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときには、第1項本文に準ずる。
- (1) 他の大学に在学している者
 - (2) 外国の大学に在学している者
- 5 第4項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会に意見を求めて学長が決定する。

第5章 転学部・転学科・休学及び復学

（転学部及び転学科）

第18条 本学の学生で、現に在籍する学部又は学科からほかの学部又は学科への転入を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、学長が許可することがある。

- 2 前項の規定により、転学部及び転学科を志願しようとするときは、現に在籍する学部長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により、転学部及び転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いについては、当該学部教授会に意見を求めて学長が決定する。
- 4 前三項に定めるもののほか、転学部及び転学科の取り扱いに関する事項は、別に定める。

（休学）

第19条 病気その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えなければならない。

- 2 学長は、病気のため修学することが適当でないと認めた者には、休学を命ずることがある。
- 3 前二項の決定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べることができる。

（休学期間）

第20条 休学の期間は、その学年の終わりまでとする。ただし、学長は、事由によりさらに1年間延長を許可することがある。

（休学期間の限度及び修業年限）

第21条 休学した期間は、第7条に規定する修業年限には算入しない。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
ただし、休学の理由が本籍国での兵役と認められた場合は、当該の期間を、第7条及び第19条に定める在学期間、及び休学の期間に算入しない。

（復学）

第 22 条 休学期間内にその事由がやんだ者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 前項の許可をするに当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べることができる。

(外国等の大学で学修における単位の認定)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。

(退学及び転学)

第 24 条 退学しようとする者又は転学しようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

2 前項による願い出に対し、学長は、事由を考慮し許可することがある。

3 前項の許可をするに当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べることができる。

(除籍)

第 25 条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会に意見を求めて、学長が除籍する。

- (1) 第 7 条第 3 項及び 4 項に定める年限を超えた者
- (2) 第 2 1 条第 2 項に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第 6 章 教育課程、資格の取得、履修方法及び学習の評価

(教育課程)

第26条 授業科目の種類、単位数等は、別表第 1、別表第 2 のとおりとする。

2 前項のほか外国人留学生（第 1 3 条第 3 号及び第 7 号に該当する外国人で、大学教育を受けるために来日した者をいい、学校教育法第 1 条に規定する高等学校又は日本においてこれに相当する学校を卒業した者を除く。）の教育について必要があるときは、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(資格の取得)

第27条 本学において、取得できる教育職員免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

(1) 経営学部
経営学科 高等学校教諭一種免許状 商業

(2) 人間文化学部
発達教育学科 小学校教諭一種免許状
発達教育学科 特別支援学校教諭一種免許状
(知的障害者に関する教育の領域)

2 本学において、教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 2 9 年文部省令第 2 6 号）に基づき本学で定めた所要の科目及び単位を取得しなければならない。

(単位の計算方法及び各授業科目の授業期間)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
 - 3 第1項及び前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 4 第1項及び第2項の授業を外国において履修させることができる。前項による履修も同様とする。

(卒業要件)

第29条 学生は、当該学部の定める次の区分により授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- (1) 経営学部
 - ア 共通教育科目は、必修科目を含め40単位以上
 - イ 専門教育科目は、必修科目を含め84単位以上
- (2) 人間文化学部
 - ① 発達教育学科
 - ア 共通教育科目は、必修科目を含め40単位以上
 - イ 専門教育科目は、必修科目を含め88単位以上
 - ② 心理コミュニケーション学科
 - ア 共通教育科目は、必修科目を含め40単位以上
 - イ 専門教育科目は、必修科目を含め88単位以上

(試験による単位の認定)

第30条 単位の認定は試験による。

- 2 試験は、毎期末に行う。
- 3 試験に合格した者には授業科目所定の単位を与える。

(学習の評価)

第31条 学習の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

- 2 第28条の定めるところにより、外国の大学において履修した科目にかかる試験成績の評価については、前項の例によるものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等へ留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める（平成3年文部省告示第68号）学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができ

る。

2 前項の規定により与えることができる単位数については、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第33条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(前三条における学修による単位の取扱い)

第35条 前三条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会に意見を求めて、学長がこれを認定する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第36条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第7条第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出た時は、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

(卒業の認定)

第37条 学長は、第7条第1項に規定する年限以上在学し、第26条に定める授業科目を、第29条に定めるところにより、卒業要件単位を修得した者について、卒業を認定する。

2 前項の卒業の認定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。

3 前条第1項の規定により、卒業の認定に必要な修得すべき単位のうち、第28条第3項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 学長は、卒業の認定を受けた者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第38条 学長は、卒業者に次の学士の学位を授与する。

(1) 経営学部 学士(経営学)

(2) 人間文化学部 学士(人間文化学)

2 前項の学位を授与するに当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。

第7章 学費等(入学検定料、入学料及び授業料その他)

(学生納付金)

第39条 本学の入学検定料及び入学料並びに授業料、施設費、維持費及び教育充実費(以下「授業料等」という。)の金額は別表第3のとおりとする。

- 2 学生は在学中の授業料等の納付金に変更があった場合には、あらたに定められた金額を納付しなければならない。
- 3 学業優秀、スポーツ優秀及び経済的に困窮すると認めるときは、授業料等を免除することができる。
- 4 前項の免除については別に定める。
- 5 シニア学生（入学時に55歳以上の学生）の入学検定料を除く授業料等は、一般学生の授業料等の半額を免除した額とする。
- 6 修業年限を越えて在学する学生については、別に定める。
- 7 私費外国人留学生の入学検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

（授業料の納付）

第40条 授業料の納入は、毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、授業料の年額の2分の1ずつ納入するものとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、授業料等の延納を認めることができる。

- 2 前項規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を併せて納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納入することができる。
- 3 私費外国人留学生については、入学金を除く学納金を年額の2分の1ずつ納入するものとする。

（休学者の在籍料及び授業料等の取り扱い）

第41条 休学者は、休学期間中に、別表第4に定める在籍料を納めなければならない。

- 2 前項の休学者に対しては、休学期間中の授業料等を免除する。ただし、途中で復学した者は、復学した日の属する期の授業料等を納めなければならない。

（その他）

第42条 施設費、維持費及び教育充実費は学年始めに納入する。

- 2 修学年限を超えて在学する学生については、別に定める。

（学納金等の返還）

第43条 納付した検定料、入学料は返還しない。

- 2 入学を許可するときに授業料等を納付した者が、所定の期日までに入学を辞退した場合には、納付した者の願出により当該授業料等を返還するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、第40条第2項本文に規定する授業料を納入した者が、当該年度の前期に卒業、退学及び、第19条に規定する休学の期間が10月1日から翌年3月31日とした場合は、それぞれ後期分の授業料を返還するものとする。

第8章 教職員組織、運営会議及び教授会

（教職員）

第44条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、助教及び助手を置かないことができる。

- 2 本学に、副学長及び講師を置くことができる。

（学長）

第45条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長及び学長特別補佐）

第46条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 副学長に関する事項は、別に定める。

- 3 本学に必要な場合は、副学長に代えて学長特別補佐を置くことができる。
- 4 学長特別補佐に関する事項は、別に定める。

(学部長)

第47条 各学部に学部長を置き、学部に関する校務をつかさどる。

- 2 学部長は、当該学部の教授のうちからこれを充てる。

(学科長)

第48条 学部の学科に学科長を置き、当該学科の教授のうちからこれに充てる。

(学生担任)

第49条 各学部に学生担任を置く。

- 2 学生担任に関する事項は、別に定める。

(運営会議)

第50条 本学に大学運営全般に関する重要事項を審議及び決定し、円滑な遂行を図るため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第51条 本学に、教育研究に関する重要事項の連絡調整及び審議のため、全学教授会を置く。

- 2 本学の各学部に、学部教授会を置く。
- 3 全学教授会及び学部教授会に関し必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第52条 学長は、本学の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障がないと認められる場合に限り、当該学部教授会に意見を求めて、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第53条 学長は、特定の授業科目を聴講しようとする者があるときには、本学の教育に支障がない限り、当該学部教授会に意見を求めて、聴講生として許可することができる。

- 2 本学を卒業した者で教員の免許状授与の所要単位を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づき本学で定めた所要の科目を聴講し、所要の単位を取得することができる。
- 3 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 学長は、他の大学等又は外国の学生で、本学において授業科目の履修をしようとする者があるときは、当該大学等との協議に基づき、当該学部教授会に意見を求めて、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第55条 学長は、本学において特定分野について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がないと認めた時に限り、当該学部教授会に意見を求めて、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 学長は、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、当該学部教授会において、選考の上、外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 前項の入学を許可するに当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第10章 生涯学習プログラム

(生涯学習プログラム)

第57条 本学は、地域社会の文化・科学の発展、向上に寄与するため、リカレント教育及び公開講座による生涯学習の機会を提供する。

2 生涯学習について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第58条 学長は、品行方正学術優秀な者又は特に推奨すべき行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第59条 学生が本学の規則若しくは命令に違反し又は学生の本分に反する行為があった場合には、当該学部教授会に意見を求めて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学期間は修業年限に算入しない。ただし、停学期間が短期の場合は、修業年限に含めることがある。

5 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館、学内共同教育研究施設及び厚生施設

(図書館)

第60条 図書、その他の文献及び研究資料を蒐集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究機関及び施設)

第61条 本学に次の学内共同教育研究機関及び施設を置く。

- (1) 大学教育センター
- (2) 情報センター
- (3) 地域協働広報センター
- (4) 教職実践センター
- (5) 資格取得支援室
- (6) 企画広報室
- (7) EM・IR室

2 前項各号の学内共同教育研究施設について必要な事項は、別に定める。

(厚生補導施設)

第62条 本学に厚生補導のための施設を置く。

2 前項の施設について必要な事項は、別に定める。

第13章 研修の機会

(SD)

第63条 本学は、教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含むものとする。

3 SDについて、計画的・組織的に行うため、必要な事項は別に定める。

第14章 事務局

(事務局)

第64条 本学にその事務を遂行するため、事務局を置く。

2 事務局の組織については、別に定める。

附 則

1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成16年3月に作新学院高等学校の卒業見込みの者で、平成16年度の作新学院大学の入学者として入学の選考に合格したものに限り、当該合格者の学生納付金については、別表第4学生納付金(学部学生)の表の規定にかかわらず、
同表中

入 学 料	300,000円	入学手続のとき
-------	----------	---------

とあるのは、

入 学 料	150,000円	入学手続のとき
-------	----------	---------

とする。

3 平成17年3月に作新学院高等学校の卒業見込みの者で、平成17年度の作新学院大学の入学者として入学の選考に合格したものに限り、当該合格者の学生納付金については、別表第5学生納付金(学部学生)の表の規定にかかわらず、

同表中

入 学 料	300,000円	入学手続きのとき
-------	----------	----------

とあるのは、

入 学 料	150,000円	入学手続きのとき
-------	----------	----------

とする。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間、入学定員は「300」名とする。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の日の前日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第26条別表第1、第27条、第28条及び第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の日の前日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第33条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の日の前日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第26条別表第1及び第33条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
但し、経営学特殊講義Ⅰ・Ⅱは除く。

附 則

- 1 本学則は、平成9年10月29日から施行し、平成9年10月1日から適用する。
- 2 平成9年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第26条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
但し、経営学特殊講義Ⅲは除く。

附 則

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第33条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第33条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、改正後の規程第31条から第34条及び第49条は平成10年10月1日から、同第38条第2項については平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの入学定員は、のとおりとする。

学部・学科	12年度	13年度	14年度	15年度
経営学部 経営学科	290 名	280 名	270 名	260 名

3 平成12年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第26条別表第1及び第37条別表第3の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 経営学部にて平成12年3月31日から引き続き在学する者にあつては、平成12年4月1日施行附則第3項にかかわらず、第26条別表第1表中授業科目「インターンシップ」について、選択科目とすることができるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日から引き続き在学する者にあつては、第55条第4項を除き、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第27条別表第1経営学部、地域発展学部及び人間文化学部「仕事と人生」の改正は、平成14年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成15年10月21日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年10月21日から施行し、改正後の学則(平成元年4月1日施行)附則第2項の規定は、平成16年度の入学者に適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第27条別表第1(1)経営学部、(2)地域発展学部、第30条(1)経営学部、(2)地域発展学部及び第37条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第27条別表第1(3)人間文化学部の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第36条及び40条第5項については、平成19年4月1日以降に入学する者から適用する。
- 3 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第27条別表第1(1)経営学部、(3)人間文化学部及び別表第2(3)特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の学則を適用する。
- 3 平成元年4月開設の経営学部経営学科及び平成17年4月開設の総合政策学部総合政策学科については、平成22年度経営学部経営学科の設置に伴い、平成22年4月1日より学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条については、平成22年11月30日現在在籍している外国人留学生について一斉適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。
- 3 平成22年4月設置の経営学部経営学科については、平成26年度経営学部経営学科の設置に伴い、平成26年4月1日より学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

附 則

- 1 本学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在籍する者にあつては、改正後の第27条で規定する別表1及び別表第2に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の日の前日から引き続き在籍する者にあつては、改正後の第5条、第26条別表第1、第27条、第39条別表第5及び第41条別表第6の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、改正後の第39条別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在籍する者にあつては、改正後の第26条で規定する

別表1及び別表第2に関わらず、なお従前の例による。

- 3 平成14年4月開設の人間文化学部人間文化学科については、平成30年度人間文化学部発達教育学科、心理コミュニケーション学科の設置に伴い、平成30年4月1日より学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

附 則

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引き続き在籍する者にあつては、改正後の第26条で規定する別表1及び別表第2に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の前日から引続き在籍する者にあつては、改正後の第39条別表第5の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則、第12章表題が平成27年度事務処理更新で欠如していたため、令和元年1月18日をもって送還する。

「第12章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生」

附 則

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第26条別表第2及び第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第26条別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、改正後の第26条で規定する別表第1及び別表第2に関わらず、なお従前の例による。

授業科目及び単位数（第26条関係）

別表第1

(1) 共通教育科目（経営学部及び人間文化学部 共通教育）

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
初年次 教育科目	基礎ゼミナール1 基礎ゼミナール2	2 2			
リテラシー 教育科目	英語コミュニケーション 英語A1（文法・語彙） 英語A2（文法・語彙） 英語A3（英文講読） 英語A4（英文講読） 英語B1（コミュニケーション） 英語B2（コミュニケーション） 英語B3（コミュニケーション） 英語B4（コミュニケーション）	1 1 1 1 1 1			留学生はA1、A2、B1、B2のみ必修
	日本語コミュニケーション 日本語A1a 日本語A1b 日本語A2a 日本語A2b 日本語A3a 日本語A3b 日本語A4a 日本語A4b 日本語B1 日本語B2 日本語B3 日本語B4		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	情報リテラシー コンピュータリテラシー1 コンピュータリテラシー2	2		2	
	健康 スポーツと スポーツ科学実技A1 スポーツ科学実技A2 スポーツ科学実技B スポーツ科学実技C	1 1		1 1	
	キャリア 教育科目 スタディスキルA スタディスキルB キャリアデザイン1 キャリアデザイン2 プレインターンシップ インターンシップ	2 2 2 2		2 2	

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
教養教育科目	教養系	心理学		2	
		歴史学		2	
		文学		2	
		デザイン論		2	
		憲法入門		2	
		マスコミ論		2	
		数学		2	
		統計学1		2	
		統計学2		2	
		情報と社会		2	
		健康・スポーツ概論		2	
		スポーツと現代社会		2	
		身体運動の科学		2	
		法学入門		2	
		教育と生活		2	
		会計学入門		2	
		社会基盤概論		2	
		言語と社会		2	
		論理・表現入門		2	
		共生社会		2	
		教育と社会		2	
		個人と社会		2	
		こころの科学的探究		2	
	現代社会の諸問題A		2		
	現代社会の諸問題B		2		
	現代社会の諸問題C		2		
	とちぎ学		2		
		日本事情A	2		留学生対象科目
		日本事情B	2		留学生必修
言語系	初級フランス語1-1		1		
	初級フランス語1-2		1		
	初級フランス語2-1		1		
	初級フランス語2-2		1		
	中級フランス語1		1		
	中級フランス語2		1		

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
教養教育科目	言語系	初級中国語 1 - 1		1		
		初級中国語 1 - 2		1		
		初級中国語 2 - 1		1		
		初級中国語 2 - 2		1		
		中級中国語 1		1		
		中級中国語 2		1		
		初級韓国語 1 - 1		1		
		初級韓国語 1 - 2		1		
		初級韓国語 2 - 1		1		
		初級韓国語 2 - 2		1		
		中級韓国語 1		1		
		中級韓国語 2		1		
	自主科目	自主科目 A		2		
		自主科目 B		2		
		自主科目 C		2		
自主科目 D			1			
自主科目 E			1			
自主科目 F			1			
海外研修	海外研修 A		2			
	海外研修 B		2			
	海外研修 C		2			
	海外研修 D		2			

(2) 経営学部

①学部共通科目 (経営学科及びスポーツマネジメント学科 共通科目)

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	学部共通科目	経営学総論 A	2			
		経営学総論 B	2			
		経済学総論	2			
		会計学総論 A	2			
		会計学総論 B	2			
		フィールドワーク A	2			
		経営管理論 A	2			
		現代企業論 A	2			
		公共経営論 A	2			
		経営実践講座	2			
		フィールドワーク B		2		
		経営戦略論		2		
		マーケティング論 A		2		
		ヒューマンリソース・マネジメント A		2		
		ベンチャー起業論		2		
		グローバル経営論		2		
		財務諸表論 A		2		
		金融論		2		
		経営情報論 A		2		
		簿記論 A		2		
		簿記論 B		2		
		地域経営論		2		
		生涯スポーツ論		2		
		アグリビジネス論		2		
		企業と法 A		2		
		企業と法 B		2		
		統計処理入門		2		
		ビジネスイングリッシュ A		2		
ビジネスイングリッシュ B		2				

(2) 経営学部

②経営学科 専門教育科目

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門教育科目	学科共通科目	企業経営史		2			
		経営組織論A		2			
		企業の社会的責任論 (CSR)		2			
		コーポレート・ファイナンス		2			
		財務諸表論B		2			
		管理会計論		2			
		経営分析論		2			
		経営情報論B		2			
		情報政策論		2			
		情報社会の法制度		2			
		公共経営論B		2			
		公共政策論		2			
		観光概論		2			
		職業指導A		2			
	職業指導B		2				
	分野別科目	ビジネスマネジメント	経営管理論B		2		
			現代企業論B		2		
			経営組織論B		2		
			生産システム論		2		
			ヒューマンリソース・マネジメントB		2		
マーケティング論B				2			
		流通論		2			
		技術経営論 (MOT)		2			
		サプライチェーン・マネジメント		2			
		インターネットビジネス論		2			

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	分野別科目	会計・情報マネジメント	税務会計論A		2	
			税務会計論B		2	
			税法		2	
			原価計算論		2	
			会計実務演習		2	
			情報システム基礎		2	
			データベース概論		2	
			情報ネットワーク論		2	
			オペレーティングシステム概論		2	
			情報システム設計		2	
			経営工学		2	
			プログラミング演習1		2	
			プログラミング演習2		2	
			プログラミング演習3		2	
	分野別科目	コミュニティマネジメント	財政マネジメント論		2	
			公民パートナーシップ論		2	
			地域福祉論		2	
			公益事業論		2	
			栃木地域政策研究 a		2	
			栃木地域政策研究 b		2	
			コミュニティビジネス論		2	
NPOマネジメント論				2		
観光マーケティング論		2				
研究ゼミナール	研究ゼミナール	研究ゼミナール1	2			
		研究ゼミナール2	2			
		研究ゼミナール3	2			
		研究ゼミナール4	2			
		研究ゼミナール5	2			
		研究ゼミナール6	2			

③スポーツマネジメント学科 専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門教育科目	スポーツマネジメント科目	スポーツマネジメント論	2		
		スポーツと社会科学	2		
		スポーツ政策論	2		
		スポーツマーケティング論		2	
		スポーツ産業論		2	
		スポーツビジネス論		2	
		スポーツ組織論		2	
		スポーツサービス論		2	
		スポーツ施設管理論		2	
		スポーツと地域社会		2	
		スポーツツーリズム		2	
		スポーツマネジメント演習A		2	
		スポーツマネジメント演習B		2	
		スポーツマネジメント演習C		2	
		スポーツ心理学		2	
		発育発達論		2	
		スポーツビジネスコーチング論A		2	
		スポーツビジネスコーチング論B		2	
		スポーツ生理学		2	
		スポーツ医学		2	
		スポーツ栄養学		2	
		トレーニング論		2	
		健康管理概論		2	
		機能解剖学		2	
		測定評価理論		2	
		スポーツバイオメカニクス		2	

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	研究ゼミナール	研究ゼミナール1	2			
		研究ゼミナール2	2			
		研究ゼミナール3	2			
		研究ゼミナール4	2			
		研究ゼミナール5	2			
		研究ゼミナール6	2			

(3) 人間文化学部

① 発達教育学科

科目区分			授業科目の名称	単位数			備考
				必修	選択	自由	
専門教育科目	発達教育学系科目	初等教育専門科目	教職論 (小)	2			必修52単位
			教育原理 (小)	2			
			教育の制度と社会 (小)	2			
			教育心理学 (小)	2			
			教職実践演習 (小)	2			
			教育課程論 (小)	2			
			道徳指導法 (小)	2			
			特別活動指導法 (小)	2			
			教育方法論 (小)	2			
			生徒指導と進路指導 (小)	2			
			教育相談 (小)	2			
			総合的な学習に関する指導法 (小)	2			
			小学校国語 (書写を含む)	2			
			小学校社会	2			
			小学校算数	2			
			小学校理科	2			
			小学校生活		2		
			小学校音楽		2		
			小学校図画工作		2		
			小学校家庭		2		
			小学校体育		2		
			生涯学習概論		2		
			外国語科指導法 (初等)	2			
			発達心理学	2			
			特別支援教育総論	2			
			知的障害児教育総論	2			
			知的障害の発達心理学	2			
			国語科教育法 (初等)	2			
			社会科教育法 (初等)	2			
			算数科教育法 (初等)	2			
			理科教育法 (初等)	2			
生活科教育法 (初等)		2					
音楽科教育法 (初等)		2					
図画工作科教育法 (初等)		2					

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	初等教育専門科目	家庭科教育法（初等）		2		(前頁から続き)
		体育科教育法（初等）		2		
		教職初期指導		2		
教職総合指導		2				
教職実践研究（小）			2			
教育実習事前事後指導（小）			1			
小学校教育実習			4			
	発達教育系科目	特別支援教育専門科目	知的障害児・者心理学		2	
			知的障害児・者生理心理学		2	
			知的障害の認知心理学		2	
			視覚障害教育		2	
			聴覚障害者教育総論		1	
			肢体不自由者教育総論		2	
			病弱教育		2	
			重複障害教育		2	
			言語障害教育		1	
			発達障害児の心理と教育		2	
			知的障害児教育法 1		2	
			知的障害児教育法 2		2	
			知的障害児教育課程論		2	
	特別支援学校教育実習事前事後指導		1			
	特別支援学校教育実習		2			
	中等教育専門科目	日本語学概論A		2		
		日本語学概論B		2		
		文章表現法		2		
		漢文学概論A		2		
		漢文学概論B		2		
	専門演習A		2		必修20単位	
	専門演習B		2			
	専門演習C		2			
	専門演習D		2			
	卒論指導演習 1		2			
	卒論指導演習 2		2			
	卒業論文		8			

②心理コミュニケーション学科

科目区分			授業科目の名称	単位数			備考
				必修	選択	自由	
専門教育科目	分野別科目	心理学系科目	心理学概論	2			必修4単位を含め 心理学系科目10単位以上、コミュニケーション系科目10単位以上、双方合わせて68単位以上選択
			臨床心理学概論	2			
			心理学研究法		2		
			心理学統計法		2		
			心理学実験A		2		
			心理学実験B		2		
			公認心理師の職責		2		
			知覚・認知心理学A		2		
			知覚・認知心理学B		2		
			学習・言語心理学A		2		
			学習・言語心理学B		2		
			神経・生理心理学A		2		
			神経・生理心理学B		2		
			感情・人格心理学		2		
			社会・集団・家族心理学		2		
			発達心理学		2		
			障害者・障害児心理学		2		
			心理的アセスメント		2		
			心理学的支援法		2		
			人体の構造と機能及び疾病		2		
			精神疾患とその治療		2		
			健康・医療心理学		2		
			教育・学校心理学		2		
			福祉心理学		2		
			司法・犯罪心理学		2		
			産業・組織心理学		2		
			関係行政論		2		
			心理演習		2		
心理実習A		2					
心理実習B		2					

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	分野別科目	コミュニケーション系科目	日本語学概論A		2	(前頁から続き) 必修4単位を含め 心理学系科目10単位以上、コミュニケーション系科目10単位以上、双方合わせて68単位以上選択
			日本語学概論B		2	
			日本語文法A		2	
			日本語文法B		2	
			文章表現法		2	
			日本人の言語史A		2	
			日本人の言語史B		2	
			対照言語学		2	
			日本人の精神史		2	
			異文化関係論		2	
			英語圏の文化		2	
			英文法		2	
			英語表現法		2	
			社会学概論		2	
			社会的自我論		2	
			社会調査法		2	
			地域情報論		2	
			ネット社会のコミュニケーション		2	
			ネット社会の人と組織		2	
			社会教育論		2	
調査データ論		2				
漢字・漢語と社会		2				
漢字・漢語と文化		2				
	専門演習A		2	必修20単位		
	専門演習B		2			
	専門演習C		2			
	専門演習D		2			
	卒論指導演習1		2			
	卒論指導演習2		2			
	卒業論文		8			

別表第2 教職に関する科目

(1) 小学校教諭一種免許状

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	小学校国語（書写を含む）	2		必修 10 単位を含め、 12 単位以上修得小学校国語・算数・理科・社会・外国語（英語）を優先して履修するのが望ましい
	小学校社会	2			
	小学校算数	2			
	小学校理科	2			
	小学校生活		2		
	小学校音楽		2		
	小学校図画工作		2		
	小学校家庭		2		
	小学校体育		2		
	小学校外国語（英語）	2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法（初等）	2			
	社会科教育法（初等）	2			
	算数科教育法（初等）	2			
	理科教育法（初等）	2			
	生活科教育法（初等）	2			
	音楽科教育法（初等）	2			
	図画工作科教育法（初等）	2			
	家庭科教育法（初等）	2			
	体育科教育法（初等）	2			
	外国語科指導法（初等）	2			
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理（小）	2		
		教職論（小）	2		
		教育の制度と社会（小）	2		
		教育心理学（小）	2		
		特別支援教育基礎（小）	1		
		教育課程論（小）	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法（小）	2		
		総合的な学習に関する指導法（小）	2		
		特別活動指導法（小）	2		
		教育方法論（小）	2		
		教育と ICT 活用（小）	1		
		生徒指導と進路指導（小）	2		
		教育相談（小）	2		
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（小）	1			
	教職初期指導		2		
	教職総合指導	2			

	小学校教育実習 教職実践研究 (小) 教職実践演習 (小)	4 2	2		
大学が独自に設定する科目					最低履修単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」または「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて2単位以上を修得
免許法に定められた科目	憲法入門 スポーツ科学実技 A 1 スポーツ科学実技 A 2 健康・スポーツ概論 英語 A 1 (文法・語彙) 英語 B 1 (コミュニケーション) コンピュータリテラシー 1	2 1 1 2 1 1 2			必修10単位

(2) 高等学校教諭一種免許（商業）

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	経営学総論 A	2		必修を含め 20 単位以上修得
		経営学総論 B	2		
		経営管理論 A	2		
		経営管理論 B		2	
		現代企業論 A	2		
		現代企業論 B		2	
		経営組織論 A		2	
		経営組織論 B		2	
		マーケティング論 A	2		
		マーケティング論 B		2	
		経営情報論 A		2	
		経営戦略論		2	
		会計学総論 A	2		
		財務諸表論 A		2	
		財務諸表論 B		2	
		管理会計論		2	
		簿記論 A		2	
		原価計算論		2	
		金融論	2		
		コーポレート・ファイナンス		2	
		企業と法 A		2	
		企業と法 B		2	
		経営工学		2	
		情報システム基礎	2		
	インターネットビジネス論		2		
	プログラミング演習 2		2		
	職業指導 A	2		(職業指導)	
職業指導 B	2				
各教科の指導法を含む技術情報機器の活用を信導	商業科教育法 1	2		必修 4 単位	
	商業科教育法 2	2			
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理（商）	2		
		教職論（商）	2		
		教育の制度と社会（商）	2		
		教育心理学（商）	2		
		特別支援教育基礎（商）	1		
	教育課程論（商）	2			

	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習に関する指導法（商）	2			
		特別活動指導法（商）	2			
		教育方法論（商）	2			
		教育と ICT 活用（商）	1			
		生徒指導と進路指導（商）	2			
		教育相談（商）	2			
関教育する実科践に		教育実習事前事後指導（商）	1	2		
		高等学校教育実習	2			
		教職実践研究（商）				
		教職実践演習（商）	2			
大学が独自に設定する科目						最低履修単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 12 単位以上を修得
免許法に定められた科目		憲法入門	2			必修 10 単位
		スポーツ科学実技 A 1	1			
		スポーツ科学実技 A 2	1			
		健康・スポーツ概論	2			
		英語 A 1（文法・語彙）	1			
		英語 B 1（コミュニケーション）	1			
		コンピュータリテラシー 1	2			

(3) 特別支援学校教諭一種免許（知的障害者に関する教育の領域）

授業科目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育総論	2			
	知的障害児・者心理学	2			
	知的障害の発達心理学	2			
	知的障害児・者生理心理学	2			
	知的障害の認知心理学	2			
	知的障害児教育法 1	2			
	知的障害児教育法 2	2			
	知的障害児教育課程論	2			
	知的障害児教育総論	2			
	視覚障害教育	2			
	聴覚障害者教育総論	1			
	肢体不自由者教育総論	2			
	病弱教育	2			
	重複障害教育	2			
	発達障害児の心理と教育	2			
	言語障害教育	1			
	特別支援学校教育実習事前事後指導	1			
	特別支援学校教育実習	2			

別表第3 学生納付金 (第39条関係)

(学部学生)

学 費	金 額	納入する時期
入学検定料	30,000円	入学願書提出のとき
入 学 料	300,000円 (※1)	入学手続きのとき
授 業 料	650,000円	年2回(4月・10月)に分納可
施 設 費	150,000円	学年の初めに納入 ただし、修業年限を越えて在学する学生は年2回(4月・10月)に分納可
維 持 費	100,000円	同 上
教育充実費	120,000円 (2年次以降は 100,000円)	入学手続きのとき 2年次以降は学年の初めに納入 ただし、修業年限を越えて在学する学生は年2回(4月・10月)に分納可

(科目等履修生)

学 費	金 額	納入する時期
入学検定料	10,000円	入学願書提出のとき
入 学 料	20,000円	入学手続きのとき
授 業 料	(1単位当り) 12,500円	年2回(4月・10月)に分納可

(編入学生)

学 費	金 額	納入する時期
入学検定料	30,000円	入学願書提出のとき

入 学 料	300,000円 (※2)	入学手続きのとき
授 業 料	650,000円	年2回(4月・10月)に分納可
施 設 費	150,000円	学年の初めに納入
維 持 費	100,000円	同 上

備考：(※1) 作新学院高等学校卒業者は入学金を免除する。
(※2) 作新学院大学女子短期大学部卒業者は入学金を免除する。

別表第4 在籍料(第41条関係)

費 目	金 額	納 入 す る 時 期
在 籍 料	半期50,000円	休学するとき、学期初めに納入

※母国の徴兵制度により在学中に兵役を余儀なくされて休学をする場合は、休学者の在籍料を免除することができる。